

維持管理に関する念書

年 月 日

(提出先)

横浜市長

浄化槽の所有者 住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 ()

このたび、次の場所に浄化槽を設置しますが、竣工後は維持管理を完全に行うとともに、その排水等についても、付近から問題が生じた場合には、当方の責任において処理し解決いたします。

1 設置場所	横浜市	区
2 建物の名称		
3 建物の用途	共同住宅 (世帯)	
	その他 ()	
4 型式・容量	式	m ³ (J I S 人槽)

(念 書 の 主 旨 等)

浄化槽を設置した者(所有者等)は、浄化槽法第3条第3項の規定によって環境省令で定める準則を遵守することが義務付けられています。

また、浄化槽を設置した者(所有者等)は、保守点検(浄化槽法第8条)、清掃(浄化槽法第9条)、法定検査(浄化槽法第7条及び11条)を行い、浄化槽を正しく管理する義務が課せられています。